

別紙標準様式（第 7 条関係）

会 議 録

会議の名称	令和元年度（2019 年度） 第 2 回 枚方市 N P O 活動応援基金支援審査会	
開催日時	令和元年（2019 年） 12 月 10 日（火）	午前 10 時から 午前 12 時まで
開催場所	枚方市役所別館 4 階 第 4 委員会室	
出席者	会 長：海老原智子委員 副会長：山田裕子委員 委 員：津浦啓子委員、中嶋貴子委員、余田圭二郎委員	
欠席者	北真収委員	
案 件 名	1. 会長及び副会長の選任について 2. NPO 活動応援基金補助事業の見直しについて 3. その他	
提出された資料等の 名称	・ 審査会次第 ・ 枚方市 N P O 活動応援基金支援審査会委員一覧 ・ 資料① 枚方市 NPO 活動応援基金のしくみ ・ 資料② N P O 活動応援基金補助事業の見直しについて ・ 資料③ N P O 活動応援基金補助事業の評価検証について ・ 資料④ 採点基準（案）	
決 定 事 項	募集要項や申請様式の改定案を事務局にて作成し、その内容について次回の審査会にて議論する。	
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	0 人	
所管部署 (事務局)	市民安全部 市民活動課	

審 議 内 容

○ 事務局

これより令和元年度第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を開催いたします。本日は、ご多忙のところ、ご出席頂きましてありがとうございます。

それでは案件に入る前に、まず、委員の出席状況についてご報告いたします。本日は、委員6名中、5名の出席を頂いており、委員の過半数に達しておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告させていただきます。次に、本審査会の公開・非公開についてご説明いたします。本市では、会議の公開、非公開について、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程を定めており、第3条で、審査会の会議は特別な場合を除き、原則、公開するものとしております。なお、審査会の会議の「公開」または「非公開」の決定は、当該会議に諮って行うものとされております。前回と同様、今回の審査会も「公開」することによってよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

審査会について「公開」と決定します。会議録の作成についても、同様に同規程第6条に定められており、同規程第7条において、「公表」または「非公表」の決定も、当該会議に諮って行うものとされております。

会議録についても「公表」することによってよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

会議録については、「公表」と決定します。それでは案件に入ります前に、配布資料について確認させていただきます。

(配布資料の確認)

はじめに、案件(1)「会長及び副会長の選任について」でございます。

前委員の任期は11月末をもって任期満了となりました。それに伴い、本日も越しいただいた皆さまに委員就任をご承諾いただき、12月1日から令和3年11月末までの期間について、改めて委嘱させていただいたところです。ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします

また、新たな任期で委嘱をさせていただいて、最初の審査会でございます。皆さまから一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(委員挨拶)

北委員につきましては、本日は欠席でございますが、経営の分野でご意見をいただけたと考えております。本審査会は、枚方市附属機関条例に基づき、開催するもので、会長・副会長は、本条例第4条第2項の規定により、互選により定めることになっておりますが、選出方法について、ご意見はありますでしょうか。特に、ご意見がなければ、事務局より会長・副会長案を提案させていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、前期に引き続き会長には海老原委員を、副会長に山田委員を推薦したい

と思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、海老原委員に会長を、山田委員に副会長をお願いいたします。みなさまのご協力により、会長・副会長が選出されました。では、海老原委員、山田委員、会長・副会長席をお願いいたします。これより進行を会長にお願いします。

○ 海老原会長

(会長就任の挨拶)

では、「案件(2) NPO 活動応援基金補助事業の見直し」について事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

では、「案件(2) NPO 活動応援基金補助事業の見直し」についてご説明いたします。まず、最初に3名の方に新たに委員にご就任いただいておりますので、資料「枚方市 NPO 活動応援基金のしくみ」について、簡単に説明させていただきます。お手元の資料①「枚方市 NPO 活動応援基金のしくみ」をご覧ください。本基金は、市民の皆様からの寄附を基金に積み立て、公益的な活動を行う NPO 法人の実施する事業に対する補助の原資とするものです。まず、市民・企業などが枚方市に対して寄附を行います。この寄附はふるさと寄附金として扱われるため、税控除の対象となります。また、寄附者は寄附する際に、3種類の寄附を選択できます。3種類の内訳は、「保健・医療・福祉」や「学術・文化・芸術」、「まちづくり」等の7つの NPO 法人の活動分野から1つの分野を指定して寄附をする「活動分野希望寄附」、基金に予め登録している NPO 法人を指定して寄附をする「団体希望寄附」、活動分野や団体を指定せずに寄附をする「一般寄附」です。寄附を受けた枚方市は、「NPO 活動応援基金」に、翌年度に実施する補助の原資とするために、その寄附を積み立てます。また、予め基金に登録された NPO 法人は、枚方市に対して事業補助の申請を行い、その事業補助申請に対して、審査委員会の審査を経て、枚方市が補助対象の事業を決定します。また、予め基金に登録された NPO 法人は毎年度更新を行っています。以上が、NPO 活動応援基金のしくみの説明です。

さて、NPO 活動応援基金補助事業の見直しについてですが、お手元の資料②「NPO 活動応援基金補助事業の見直しについて」をご覧ください。枚方市 NPO 活動応援基金補助事業については、公益的な事業を展開する NPO 法人の活動を支援することを目的として、枚方市 NPO 活動応援基金補助事業補助金を交付しています。また、補助金交付を受ける団体は、事前に団体登録をした上で、補助金交付申請を行い、審査委員会による審査を経て、補助金の交付を受けることとしています。

昨年度の審査委員会において、「制度開始から10年が経過していることから、制度の評価検証が必要である。」との意見を受け、この度、制度の評価検証を行いました。また、その結果に基づいて、事業の見直しを進めようと考えています。

お手元の資料③「NPO 活動応援基金補助事業の評価検証について」をご覧ください。まず、冒頭のグラフについてですが、上下に伸びる棒グラフは申請団体数を表し

ています。また、折れ線グラフは申請額合計を、破線の折れ線グラフは補助可能額を表しています。続きまして、具体的な内容の説明に入ります。まず、「寄附額（補助可能額）」についてですが、破線の折れ線グラフをご覧ください。制度開始2年目の平成21年度以降は、百万円未満の低い水準が続いていましたが、平成28年度からふるさと寄附としての取り扱いが開始したこと等により、大幅に増加しました。しかし、平成30年度に、ふるさと寄附金の返礼品の内容を見直したことや、今年度から枚方市民へのふるさと寄附金の返礼品送付を取りやめたことなどにより、寄附額は減少傾向にあり、今後も減少することが見込まれます。詳細な寄附内訳については、下の表をご覧ください。制度開始から令和元年11月15日までの12年間の寄附金の合計は約1570万円であり、その割合は、一般寄附が約50%、活動分野寄附は約6%、団体希望寄附が約44%となっています。

続きまして、「申請団体数」ですが、「寄附額（補助可能額）」と同様に、平成21年度から28年度の間は、5団体程度の低い水準が続いていましたが、寄附額が増加したことに連動して28年からは増加傾向にありました。しかし、今後寄附額が減少すれば、申請団体数も再び減少することが見込まれています。

続きまして、「申請額」ですが、平成20年度、21年度、28年度には補助金を申請できる上限を設定しました。しかし、上限の有無に関わらず、平成27年度以前は、30万円未満の事業が多く見られました。また、直近2年については、事業費が30万円を超える事業が多く申請されています。

続きまして、「その他」の特徴についてですが、複数年にわたり継続して申請している団体については、同一事業を継続していることが多く、事業の発展性に乏しい状況にあります。また、補助額の上限を設定しないことは、団体の活動の幅は広がる一方で、事業にかかる経費の大半を補助することになるため、自立し継続した事業とならない側面も見受けられました。

以上のように評価検証の概要といたしましては、資料②「NPO活動応援基金補助事業の見直しについて」の中段、「1. 制度の評価検証の概要」をご覧ください。「寄附額は減少しており、今後も減少することが見込まれる。」「同一事業の継続申請が多く、発展性に乏しい。また補助金に依存した事業運営になっている。」「活動分野希望寄附の寄附実績は、一般寄附・団体希望寄附に比較して極端に少ない。」という結果となっています。「案件（2）NPO活動応援基金補助事業の見直しについて」のうち、資料③「NPO活動応援基金補助事業の評価検証」についての説明は以上です。

○ 海老原会長

平成20年から現在までの検証ということで、事務局から報告がありました。寄附金の減少や継続事業が多いなどの問題点を抱えておりますが、この審査会は制度自体を見直すということはないのですが、市に対しての意見を述べることは出来ると思います。皆様のご意見やご質問等ありますでしょうか。

○ 山田副会長

資料に令和元年の寄附金の内訳が記載されていますが、毎年の動向からみて12月に

寄附が多いと思います。例年 12 月行われる寄附は、年間の寄附全体のうちでどれくらいの割合でしょうか。

○ **事務局**

年間の寄附額のうち、半分程度は 12 月に寄附されています。

○ **山田副会長**

やはり 12 月に寄付される割合が多いということですね。返礼品の見直しの影響がありますので、減少する可能性はありますが、現在より寄附額が増えるということでしょう。寄附額が減少する傾向にあるという報告ですが、返礼品の見直しだけによる問題ではなく、寄附金を集める努力をしているかどうかが一番の問題ではないでしょうか。税制優遇制度の部分を強調して、寄附金を集める努力をしてみてもどうでしょうか。

○ **事務局**

評価検証において、寄附金の減少を見込んでおりますが、ふるさと寄附金の制度については、地方税制の改正により、上限割合の設定や地場産品に限る等の、返礼品の大幅な見直しが行われまして、それを遵守しない場合、税控除の対象外とする制度改正となっております。それに従い枚方市でも見直しを行いました。また、ふるさと寄附金の本来の趣旨から外れてしまうため、市内在住の方は返礼品送付の対象としないということになりました。返礼品の見直しの影響により、平成 30 年度においては 29 年度から寄附金額が減少しています。令和元年からは改正後の取り扱いとなっているため、大幅な減少となっております。

山田委員がおっしゃるように、事業主体である市として、この制度の P R を行っていく必要があると思いますし、登録団体に対してもしっかりと制度説明を行い、団体希望寄附の活用に対する働きかけをしていく等で、地方税制改正後も、寄附を集める努力をしていきたいと考えています。

○ **海老原委員**

この補助金を交付された事業の報告会やホームページ等を活用して、寄附金の使い道をアピールする機会があると、少しは寄附に対する関心が深まってくると思います。

○ **山田副会長**

寄附がどのように活かされたかを情報発信する必要があると思います。また、補助を受けた団体にも、説明責任はあると思います。

○ **中嶋委員**

制度に関して質問があります。枚方市のふるさと納税制度のしくみですが、ふるさと納税として寄附された寄附金は、全てこの基金に積み立てられるのでしょうか。

○ **事務局**

現在、複数のふるさと寄附金に対応する基金があり、その基金を寄附者が選べるようになっています。

○ **中嶋委員**

たくさんの団体に対して補助金を交付したいのか、少数の団体に多額の補助金を交付したいのか、市としての方針を明確にした方が、制度の議論はしやすいと思います。

○ **山田副会長**

本日、初めて審査会に参加していただいている委員の方には、そもそもの制度について説明する資料等が必要であったのではないのでしょうか。

○ **中嶋委員**

全国的にはふるさと寄附の総額は減少していないので、枚方市に対するふるさと寄附の減少というのは、市場競争の問題であり難しいと思います。枚方市が受けた寄附のうち、この基金にどれだけの寄附を誘導するか、というのは情報発信の問題でもあると思います。また、これから企業版のふるさと納税制度が拡大されていきますので、返礼品は不要であるが地元に対して貢献したいという企業からの寄附が増加すると思います。しかし、企業版ふるさと納税はあまり認知されていないので、今後、情報発信をしても良いのではないのでしょうか。制度の適正な規模、つまり、どのくらいの補助金をどの程度の数の団体に交付する制度にするのか、ということを設定し、それに基いて情報発信等をおこなっていくことが必要ではないのでしょうか。

○ **海老原会長**

寄附額の集まり具合によって、補助申請を行う団体数が増減するという特徴が顕著に出ています。寄附額がたくさん集まっているとPRすれば、補助申請が増える傾向にあります。

○ **中嶋委員**

団体希望寄附というのは、使途指定寄附であり、寄附者の意思を反映させなければならないと思います。寄附する際にホームページ上で、団体名を選択できると聞いています。使途の分野を選択するところまでが多いと思うので、団体名を指定する制度は珍しいと思います。団体希望寄附が行われれば、そのまま資金が団体に入っていくのでしょうか。

○ **海老原会長**

事業の審査は行っています。

○ **山田副会長**

団体希望寄附が使い切れなかった場合には、翌年度に繰り越しますが、一定期間後には一般寄附として扱うことになります。

○ **中嶋委員**

使われる団体を初年度は拘束されるということでしょうか。

○ **事務局**

初年度と翌年度については、指定された団体への寄附として取り扱います。ふるさと納税制度ではなく、本基金の独自制度として定めているものです。寄附は市に対して行われまして、いったん基金に積み立て、それを取り崩し交付するという、枚方市の制度です。

○ **中嶋委員**

団体が努力すれば、資金を集められるという制度ということですね。

○ **山田副会長**

認定NPO法人でなくても税制優遇となるので、本基金を活用して資金を集めて下さいという意図です。ただ、なかなかうまくいっていないのも現状であると思います。ある一定の団体だけが寄附を集めているというのが現状です。

○ **中嶋委員**

同様の制度は、全国的にも用いられている制度で、市を介することで認定NPO法人でない団体でも、税制優遇と市の信頼性を活用してファンドレイジングができるという制度です。その趣旨はすばらしいと思います。寄附を募る段階では、対象となる団体は全て審査をされていて、集まった寄附はその団体に交付されるということであればいいと思います。配分等を審査するのは、団体希望寄附ではなく、分野希望寄附や一般寄附に関してということでしょうか。

○ **山田副会長**

団体希望寄附が集まっていない団体が申請した場合に、一般寄附に関する審査を行っています。一般寄附や活動分野希望寄附からの補助の上限を30万円までと決めた年と、そうでない年とがあるのですが、寄附金の状況を見て上限を設定していました。また、どういうものに使われるのかという経費の内容や、公益を目的としている事業かどうか等については、経費の効果的な使い方等も含めて審査を行ってきました。

○ **海老原会長**

中嶋委員がおっしゃっているのは、団体を指定して寄附する際に、事業内容が確認できた方がよいということでしょうか。

○ **中嶋委員**

そこまで表示をすることは難しいと思っています。団体名を表示するということは、その団体を応援するということなので、すでに審査を行っているということでしょうか。

○ **山田副会長**

その通りです。

○ **中嶋委員**

団体希望寄附が集まっている団体については、来年度の事業内容や有効な使い方について、アドバイスをを行っているのでしょうか。

○ **山田副会長**

団体希望寄附の金額については、団体に通知しますので、その金額をふまえた事業内容となってきます。

○ **中嶋委員**

団体がこの基金制度を使って寄附を集めれば、政策上の記録として残る基金の規模としては、大きくなります。それは良いと思います。お金がそのまま団体に流れると

いう制度を作ってあげて、積極的に団体に声をかけ、基金に登録してもらえば、基金の規模としては大きくなります。但し、小規模であっても寄附を募るノウハウがない団体に資金を配りたい制度なのか、基金の規模を大きくするのか、どちらを目指すのかによってアプローチは変わってくると思います。

○ **海老原会長**

中嶋委員のおっしゃる通りで、この基金が抱えている課題であると思います。

○ **中嶋委員**

市の政策上、どちらの方向を目指すのか、また両方でも良いと思いますが。

○ **海老原会長**

そもそもの趣旨は、市民活動をされる団体を自立に導き、事業の発展性を期待するものなので、毎年継続する同じような事業については、ある程度自立したのであれば、補助をやめようというものです。ただ、団体希望寄附との兼ね合いもありますので。毎年団体希望寄附を集めてくる団体が申請する事業が、発展性があるのか、というジレンマもあります。

○ **山田副会長**

結局は、団体の通常事業を申請してくるということになります。

○ **海老原会長**

それらの点の課題を抱えながら審査を行っているような状態です。

○ **中嶋委員**

そういう状況にあるので、同じ内容の事業については、補助金を出さない、とするのは難しいですね。定期的に開催するようなイベントを通じて、市民性や自主性、経営の自立性のようなものが培われる場合もあります。毎年この制度を使った資金が必ず入るという場合、他の部分で発展性を求めるのか。その点は難しいですね。

○ **海老原会長**

団体希望寄附の制度活用を勧めるのですが、一方で団体希望寄附ばかりになるとこの基金全体の目的が達成されないことになります。

○ **山田副会長**

団体希望寄附の制度を活用する団体についても、審査会で審査し、いろいろ意見を申し上げることが出来ますので、自立に向けて促すことは出来ると思います。中嶋委員もおっしゃるように、両方を進めることはなかなか難しいですが、現状では両方を追っている状況です。資料にも記載されていますが、団体希望寄附が入ったことで基金全体の規模が大きくみえることもあるし、逆の年もある。その年その年である程度は柔軟に考えていかないといけないのが現状です。

○ **中嶋委員**

他市の NPO 支援を見ていると、地元の小さい団体を応援するための、所謂、シードマネーというところもあれば、上限をかなり上げて 200 万円や 300 万円とし、かなり大規模な団体を支援するところもある。それぞれの経営モデルは違うものですが、この基金はその両方の役割を持っています。団体希望寄附は、団体が頑張ればそれだ

け増えていくので、登録団体を増やせば基金の規模は上がっていくはずですが。ただ一般寄附や活動分野希望寄附については、比較的小さい規模の団体を自立に向けて補助していくという趣旨であれば、審査基準は違ったものになってくると思います。

○ **山田副会長**

ある程度の力のある団体は、この基金事業には魅力を感じていないと思います。別の助成金であったり委託事業であったりで、自らが資金を集めてやっていますので。どこの層に対する補助制度であるかということがなかなか掴めないというのが、長年にわたる悩みでもあります。この審査会は、政策を論議する場ではないので、制度の細かいところまで議論されていないということもあります。事業の審査をするというのが役割ですので。いろいろ指摘したい点はあると思いますが、なかなかそういったこともできないということもあります。

○ **海老原会長**

ここで決定できるわけではありませんが、皆さんで意見を述べて、市に伝えるということは出来ます。一般寄附で集まったお金に関しては、毎年申請している団体に補助金を出すという部分で、審査会としては毎年新しい団体や事業が出てくれば良いのですが、割と固定された事業が申請されてくる。一般寄附で集まったお金をあてにして事業を行っているという現状がある。その審査においても発展性は見ているが、限界はあります。その部分についても、私が個人的にかもしれませんが、ジレンマがあります。新しい団体、新しい事業をどう集めてくるか、というのが課題であると思います。

○ **山田副会長**

他市において一般的に行われている同様の補助事業のように、同じ事業は3年程度まで補助を行うという基準を設けてはどうか、という意見を市に伝えてはいます。今回の見直しの中には入っていないようですが。

○ **海老原会長**

そこを切り捨ててしまうと、その団体が成り立たなくなるので。

○ **中嶋委員**

毎年そのイベントだけをする団体があったとすると、それを3年で区切ることが適切なのかどうか。なかなか難しいですね。成長していく団体であれば、経営支援上は3年間の計画を立ててもらってということになるのでしょうか、必ずしも規模として大きくなりたいというわけではない団体も存在しますので。

○ **山田副会長**

補助金の上限がない場合においても、その全ての経費を認めているというわけではありません。この経費は必要がないのではないか、という審査も行っています。

○ **海老原会長**

補助金を受けている団体で、補助金を受けるという意味を理解していない団体もあると思います。補助金に甘えてしまっているという状態になり、この基金の意義はなんであるのかということになります。

○ **山田副会長**

寄付者は、市民活動が発展して欲しいという意思で寄付されていると思われますので、団体には、そのことを理解していただく必要があると思います。

○ **津浦委員**

資料に寄附の内訳は 11 月 15 日現在とありますが、いつまでの寄附を用いて補助金を交付するのでしょうか。

○ **事務局**

12 月末日までです。

○ **津浦委員**

これから 12 月までで寄附は増えるのでしょうか。

○ **事務局**

例年は、この時期から増える傾向にあります。

○ **津浦委員**

団体希望寄附の場合に、個々で寄附を募りに行かれているのでしょうか。

○ **海老原会長**

そういう団体もあると思いますが、身内同士で寄附を募っているパターンもあると思います。全く違うところに出向いて寄附を募っているという団体は、今のところは少ないと思います。

○ **中嶋委員**

12 月は所得が確定し、その所得に対してふるさと寄附がいくらまでできるかということがわかりますので、どの自治体も寄附が増えると思います。その時期に、SNS を活用したり、チラシ等を作ったりして寄附を募るということは、非常に良い行為です。それにこの基金を活用してくれるようになれば、教育成果の一つであると思います。

○ **山田副会長**

寄附を募ろうと思ったら、団体の努力として、前もってお願いをしておくということと、12 月頃にもう一度念押しをする必要があります。

○ **中嶋委員**

寄附を使って事業を実施するということに理解を深めてもらい、最終的には自立性を高めていく、ということが達成できれば良いと思います。市民活動を担う団体にしか実現できない分野もありますが、寄附金を使って事業を行うということで、どういった社会的責任を負うことになるのか、を団体が理解していないといけないと思います。

○ **山田副会長**

ひとりの方がたくさん寄附してもらえることは、ありがたいのですが、広く多数の方が少額でも寄附していただくということが、市民活動への関心を持つきっかけとなるということもこの基金の目的の一つであると思います。寄附者に対するアピールが必要になると思います。

○ 中嶋委員

そのとおりですが、返礼品による市場競争に勝てない部分があると思います。

○ 山田副会長

そもそのふるさと納税の趣旨は、都会の住民税を地方に回すというものです。

○ 中嶋委員

個人からの寄附は市場競争の中で決まっていますが、企業からの寄附について、どれぐらいのメリットがあるのか、といったアピールも必要だと思います。

○ 海老原会長

では、いったんここで区切らせていただきます。「NPO 活動応援基金補助事業の見直しについて」の続きの説明を事務局よりお願いします。

○ 事務局

では、「案件（3）NPO 活動応援基金補助事業の見直し」の説明を続けさせていただきます。お手元の資料②「NPO 活動応援基金補助事業の見直しについて」をご覧ください。先ほどからの繰り返しになりますが、制度の評価検証の概要といたしましては、「寄附額は減少しており、今後も減少することが見込まれる。」「同一事業の継続申請が多く、発展性に乏しい。また補助金に依存した事業運営になっている。」

「活動分野希望寄附の寄附実績は、一般寄附・団体希望寄附に比較して極端に少ない。」という概要になっておりまして、それに対応するために、事務局から制度の見直しを提案させていただきます。その内容についてですが、資料の「2 見直し内容」をご覧ください。まず、一点目は、「補助金交付の適否等を審査するための採点基準の作成」についてです。事業や法人の発展を促すとともに、審査の透明性を確保することを目的とし、財源となる寄附額の減少が見込まれることを踏まえ、基準を改定し、審査委員の皆様によって審査された得点順に事業の採択を行っていくというものです。具体的には、資料④「採点基準（案）」をご覧ください。現行の制度では、公益性、計画性、持続性、発展性の4つの総合的な審査基準について、採点の目安として、運用でそれぞれ1点から5点までの範囲で採点していただいていたのですが、新たな採点基準案としては、13の具体的項目について、合計43点満点により審査していただこうと考えています。また、配点につきましては、各項目1点から3点までを基本としていますが、「⑦当該補助金以外に、財源の確保に取り組もうとしているか。」「⑨新たな取り組み又は既存事業の発展に取り組んでいるか。」の2項目については5点満点として、配点に差を持たせることで、法人の発展性・自立性を促すことを考えています。

資料②「NPO 活動応援基金補助事業の見直しについて」を再びご覧下さい。二点目は「制度説明会及び事業報告会の実施」についてです。補助を受け事業を実施した法人が、補助対象事業を実施した翌年度に、寄附者や市民、他法人に対して、事業の結果を報告する「事業報告会」を開催するものです。補助を受け事業を実施した法人が、本基金事業への理解を深めることで、法人や事業の発展を促すとともに、行政が

事業効果の確認し、また、事業を実施した法人と市民や寄附者、他の NPO が交流し、市民活動の活性化にも繋がると考えています。さらに、市内全法人を対象とした制度説明会を、当該年度の基金登録団体の募集の際に開催することも検討しています。なお、事業報告会と制度説明会は同時開催を予定しています。

つづきまして、三点目は、「寄附金の種別の変更」についてです。寄附者の意向を反映し、減少傾向にある寄附を有効に活用することを目的といたしまして、活動分野希望寄附を廃止し、寄附金の種別を現行の3種「一般寄附・活動分野希望寄附・団体希望寄附」から2種「一般寄附・団体希望寄附」に変更するものです。活動分野希望寄附は、他の2種の寄附にくらべて寄附実績が少なく、また、寄附者が意図する活動分野と、補助金を受ける法人の活動分野が必ずしも一致していないため、廃止することを考えています。

以上が補助事業制度の見直し内容です。また、資料の欄外の説明になりますが、補助金の額については、寄附の積立状況等を勘案し、審査会の審議を踏まえ、毎年決定しているところです。令和2年度に交付する補助金の額については、寄附の減少が見込まれることや、検証結果にもありました通り、「同一事業の継続申請が多く、発展性に乏しい。また補助金に依存した事業運営になっている。」という現状があり、法人の事業の発展・自立を促すために、補助金の募集要項において、補助金交付額の上限を設定することを提案する予定です。その内容は、一般寄附による補助割合は補助対象経費の1/2、その補助上限額を30万円とすること、団体希望寄附による補助金の額は、対象団への団体寄附額を上限とすること、また、一般寄附による補助金と団体希望寄附による補助金の併用については、その補助上限額を合計30万円とすることを提案する予定です。具体的な例については、裏面をご覧ください。

まず、例1「事業費が60万円で、その全てが補助対象経費であり、団体希望寄附が集まっていない団体の実施する事業」の場合ですが、その補助金交付額は30万円となります。その計算方法については、下の図をご覧ください。白い帯は費用を表しています。その下の2種類の帯は、収益を表しています。費用において、補助対象経費60万円であり、収益において補助金は、補助対象経費の1/2までとするため、30万円ということになります。続きまして、例2「事業費が100万円で、その全てが補助対象経費であり、団体希望寄附が集まっていない団体の実施する事業」に対する補助金についてです。補助対象事業費100万円の1/2は50万円ですが、一般寄附からの補助金の上限は30万円となるため、30万円が補助金となります。続きまして、例3「事業費が60万円で、その全てが補助対象経費であり、団体希望寄附が40万円集まっている団体の実施する事業」については、団体希望寄附からの補助金の上限は、対象団体への団体希望寄附額であるため、40万円が、補助金となります。最後に、例4「事業費が60万円で、その全てが補助対象経費であり、団体希望寄附が20万円集まっている団体の実施する事業」についての補助金ですが、まず団体希望寄附20万円が補助金となります。また、団体希望寄附額が30万円に満たない団体については、団体希望寄附からの補助金及び一般寄附からの補助金を合計して30

万円を上限として、一般寄附からの補助金を申請することができるため、補助対象経費 60 万円から団体希望寄附からの補助金 20 万円を差し引いた 40 万円の 1/2 である 20 万円と、30 万円から団体希望寄附 20 万円を差し引いた 10 万円を比較して、少ない方である、10 万円が一般寄附からの補助金となり、合計して 30 万円が補助金額となります。事務局といたしましては、次回の審査会において「補助金の募集要項」を審議していただく際に、この内容について提案する予定としています。つきましては、今回、他の見直し案とともにご検討いただければと思います。以上が、「案件（２）NPO 活動応援基金補助事業の見直し」についての説明です。

○ **海老原会長**

ただいま、事務局より説明がありました具体的な見直し案について、説明がありましたが、ご意見等がありますでしょうか。

○ **山田副会長**

点数順に採択するということですが、例えば団体希望寄附が 30 万円ある団体の事業が、得点順では最後になった場合にはどうなるのでしょうか。

○ **事務局**

団体希望寄附からの補助金については、事業自体が補助対象としてふさわしいかという審査はしていただくのですが、補助対象としてふさわしいという審査結果であれば、得点に係わらず、団体希望寄附金額を補助する、ということを考えています。

○ **山田副会長**

資料の例 4 の団体がそういう状況になれば、補助金額はどうなるのでしょうか。団体希望寄附からの補助金の 20 万円だけを補助するということになるのでしょうか。

○ **事務局**

審査の点数が他の団体の事業より下位であった場合は、そのようになります。申請については 30 万円まですることができます。

○ **山田副会長**

このあたりについての制度説明は、団体に対して丁寧に行わないといけないと思います。

○ **海老原会長**

補助率を 1/2 にしたというのは、自立性を促すという趣旨なののでしょうか。

○ **事務局**

その通りです。

○ **海老原会長**

補助率やその上限については、今後このようするということでしょうか。

○ **事務局**

先ほどの説明のとおり、1 月に開催する審議会において、具体的に決めていただくことになりますが、寄附の集まりの状況は今後変動していきますので、30 万円の上限が適当であるかということを判断するのは、現状では難しいと思います。

○ **海老原会長**

今回の補助については、提示の案で実施するというのでしょうか。

○ **事務局**

年度ごとに、その都度決定するという事です。今回は評価検証を行いましたので、発展性や自立性の問題も踏まえまして、全額補助の前提ではなくて、一定の上限を設けるべきではないかという提案させていただいていますが、実際の決定は来月の審査会で決定いただくものです。自立性や発展性を促すことが出来た場合については、この案の内容でしばらく経過を見る、というのも良いかと思います。ただ、最終決定は寄附の集まった額も考慮して、決定するものであると考えています。

○ **海老原会長**

今は具体的な寄附額がわからない中でのご意見にはなりますね。

○ **事務局**

今回は提案にとどまりますので、その提案についてご意見をいただければと思います。具体的には来月の審査会で議論いただければと思います。

○ **中嶋委員**

現状の制度においては、補助額の割合や上限はないのでしょうか。

○ **山田副会長**

上限額を 30 万円とするということだけが決まっている年はありません。

○ **中嶋委員**

今回はその上限を撤廃するというのでしょうか。

○ **事務局**

基準額や補助割合は、あらかじめ決まっています。寄附の積立額の状況によって、事業内容を審査して決めています。申請された事業の経費をすべて補助するというのではなく、経費の内容についても、審査会にて審査していただくこともありますが、補助割合等は決まっています。

○ **中嶋委員**

上限額をなくして、大きな金額を集めてきたら、その金額を補助するというのでしょうか。

○ **事務局**

補助率は 1/2 として、上限 30 万円を提案しようと考えています。規定ということではなく、寄附の状況をふまえて、かつ団体の自立性を促すという趣旨で、今年度の募集については、このように設定してはどうでしょうか、という提案です。

○ **中嶋委員**

活動する団体からすると、補助額はいくらなのか、が分からないと。補助額を想定して、事業の規模を決めることになると思いますので。

○ **海老原会長**

募集要項に載せるために、補助額については 1 月中には決定します。しかし、今だと寄附金の額が確定していないので決定はできないということですね。

○ **中嶋委員**

まず補助率を 1/2 にするのはどうか、という議論ですね。

○ **事務局**

具体的には、来月の会議で決定できたらと思っています。

○ **山田副会長**

団体としてはもっと早く知りたいでしょうね。

○ **海老原会長**

今まではほとんどが補助で賄われていたものが、補助率が半分になってしまうと事業計画も大きく変わってきますので。

○ **中嶋委員**

その様なことを決定するにあたっては、参考になる資料としては、過去のどれくらいの規模の補助がされたのか、事業費全体に対する補助金額がどれくらいであったのかという内容が知りたいですね。

○ **山田副会長**

事業費が 50 万円の事業に 50 万円の補助を出した時もありましたし、団体希望寄附からの補助であっても、補助金は 90%にしようとする時もありました。

○ **海老原会長**

この事業は内容が良いので 100%の補助率で、この事業は 50%の補助率でという様にした年もありました。

○ **中嶋委員**

団体希望寄附については 1/2 の基準はいらないかもしれませんね。

○ **山田副会長**

団体希望寄附の場合は、全額補助であります、事業内容は公益目的の事業であるかどうか精査する必要があります。

○ **中嶋委員**

これまで一般寄附を頼りにしている団体が、来年の財源の確保のため、団体希望寄附を募るようになってくれれば良いと思います。

○ **山田副会長**

基金に予め登録された団体に対して補助する、という制度が良いのかどうか。NPO 法人というのは一定の認証を受けていますので、事業報告がきちんとなされていれば、団体登録は必要ないといえるかもしれません。しかし、この部分はなかなか変えられない部分です。

○ **中嶋委員**

単純に枚方市にある NPO 法人ということを要件にするのであれば、団体登録は必要ないと思います。ホームページに名前を載せるということは、特定の団体を応援します、ということを明示することです。審査した上で登録しているということでしょうか。登録している NPO 法人を応援したいのか、法人数を増やしたいのか。市が管轄している NPO 法人すべてを対象とする方法もあると思います。

○ **山田副会長**

枚方市には 100 以上の NPO 法人ありますが、基金登録団体は十数団体です。その登録団体でも事業報告書の内容を見ていると、内容が誤っている団体もあります。

○ 中嶋委員

補助金をもらったのであれば、そういった書類を正しく作りなさい、という教育の機会になると思います。震災後に、東北は市民活動に対してバブリーな状況になり、東京の企業が東北に NPO 法人を設立して、補助金を受け、数年後に解散するというパターンは多かったようです。法人数は急激に増加しましたが、その後、休眠になっている団体もあります。法人数を増加させたり、応援するのであれば、そのような状態でも良いのかもしれないです。先駆的な団体が入ってきて、報告会等の機会に、その方法を他の団体に伝えるなかで交流が生まれれば面白いですね。そういう自発的は発展をしてもらえれば良いと思うのですが、この制度であれば難しいということでしょう。

○ 山田副会長

枚方市の施策と基金事業が合致しているかというのは、審査会では確認できませんね。

○ 中嶋委員

与えられた制度の中で良い成果が出せる方法を議論するということですね。

○ 海老原会長

また本格的な議論は 1 月にするということで、持ち越したほうが良いと思います。

○ 山田副会長

ただ、一度ここで議論しておかないと、1 月にはもっと細かく募集要項の案がでくるとしますので、その微調整の話になると思います。

○ 海老原会長

補助事業の募集時には補助金の上限を設けないということにしている、審査の時に結果として半分の補助にしたという年もありました。

○ 山田副会長

その辺は審査会にゆだねられています。ただ、それも良いのかなと思います。毎年の寄附の状況によって、審査会で変えていくというのが良いのかどうか。制度開始から 10 年経過しているので、検証してくださいと事務局にお願いしたのですが、一定、この補助率等で 3 年くらい実施してみて、検証するのか、毎年検証するのかという議論になってくると思います。おそらく単年度での変更では、団体がついていけないと思います。検証するのは 3 年くらいが必要であると思います。

○ 中嶋委員

次回の審査会の時に、過去の助成実績と申請金額を資料として用意してもらえないでしょうか。また、寄附の内訳、3 種類の寄附毎の件数と金額がわかると、参考になります。

○ 海老原会長

では、事務局に次回審査会までに用意してもらおうということにしましょう。この採

点基準案で、今までと違う部分はどこでしょうか。

○ **事務局**

今までは「公益性」「計画性」「継続性」「発展性」の4項目でした。また、性質別に具体的項目というものを設けていなかったもので、プレゼンテーションを受けて採点していただく際に、各委員の感覚的な点数差が生じていたのかと思います。今回は感覚的な点数差をできるだけ無くして、具体的に採点出来るように、性質別に具体的な項目を作成した点が大きな変更点です。

○ **海老原会長**

以前は「持続性」という項目がありましたが、今回は無くなったのでしょうか。

○ **事務局**

全く無くなったというよりは、「計画性」や「自立性」に含まれています。今回の見直しは、NPO 法人への支援として、自立・発展というキーワードを目的に進めてきたこともありますので、審査基準項目の表現を改めさせてもらいまして、具体的項目の中には「持続性」に該当する部分も見えていただけるよう作成しています。また、最近では、SNS も発展していますので、団体自ら発信する力を身に付けていただきたいということもありまして、「情報発信性」を加えています。

○ **山田副会長**

以前は5点×4項目の20点満点でしたね。

○ **事務局**

今までは、特にルールを設けずに、審査の目安として得点をつけていただいていたのですが、その得点そのまま採用されるというわけではありませんでした。今回は寄附が減少しているということもある中で、何かの基準で絞込をする必要がありますので、得点をルール化して、上位から順番に事業を採択していくという形にしてはどうかと思っています。

○ **山田副会長**

先ほどから自立性と発展性を重視するといっていますが、合計すると自立性は8点分となり、他の審査基準の合計点より少ないことになります。自立性にもう少し配点を加算する必要があるのではないのでしょうか。

○ **海老原会長**

公益性が一番大事なキーワードでありますね。

○ **事務局**

公益性や計画性が低い団体は、そもそも採択されないことになります。この項目はある程度、どの団体も満たしていることが必要であると思います。

○ **海老原会長**

発展性と自立性のバランスが悪いように思います。

○ **中嶋委員**

この審査項目は公表されるのでしょうか。また、申請書類の様式はこのような項目の内容が記載できる様式になってるのでしょうか。そうであれば、審査も機械的に行

えると思います。また、この具体的項目のうち、どの項目かで1点もとれなければダメということになるのでしょうか。

○ **海老原会長**

そのあたりも毎年曖昧だと思います。ただ、全体的に欠けているという印象の部分は委員の皆様の採点が低いという傾向にありました。

○ **山田副会長**

委員間で採点に差がでた場合は、その理由を議論し、決定していました。申請書類の様式が、この新しい基準案に合致しているかどうかですが、おそらく、今までの様式ではこの基準に合致しないと思います。既存の申請様式を使うのかは非常に重要なこととなっています。審査会の意図とNPO法人の意図が合致しないと、審査が難しくなってしまうと思います。

○ **海老原会長**

いままでの申請様式であれば、こういうことが読み取りにくかったが、プレゼンでカバーしていたということだと思います。

○ **山田副会長**

読み取れない部分は、プレゼンの時に聞き取りをおこなっていました。

○ **事務局**

先ほど中嶋委員からご意見いただいた件についてですが、団体には、この基準に合致した事業を実施していただきたいので、この基準をお示ししようと考えています。申請様式の記載内容は、いままでは団体の考えで記載していただいていたのですが、2月に募集要項を配布するにあたって、登録団体向けに説明会を開催する予定にしていますので、その説明会にて、項目に着目して審査をしますということをお伝えします。また、現在の様式には、この項目に関して記載できる欄は設けていますが、団体は、それが具体的な審査に反映されるという意識を持たずに、作成していたというの実情かと思います。申請様式を提出する際に、具体的な記載の項目が欠けていれば記載するように、事前の説明会で説明させていただこうと思います。ですので、申請様式を変更することは今のところ考えてはいません。

○ **海老原会長**

申請様式の改定等は実施したことはありましたか。

○ **山田副会長**

一度改定したことがあると思います。

○ **海老原会長**

審査会で審議するタイミングとしてはいつになるのでしょうか。

○ **事務局**

募集要項の決定の際ですので、1月の審査会においてです。

○ **海老原会長**

では申請様式を変更するのであれば、1月の審査会で、事務局から案を提示してもらって微調整を行うということでしょうか。審査基準の内容をここに書くとい

うことがわかる様にするだけでもだいぶ違いますね。

○ **山田副会長**

現行の様式を作成した当時は、あまり細かくすると団体が作成できないと考えていましたので、大まかな内容の様式になっています。

○ **中嶋委員**

制度が開始して 10 年経過していますので、団体も経験が蓄積されているでしょうから、様式を変更しても良いと思います。現在の情報公開や説明責任の厳しさ等を考えても、審査内容の説明を求められた場合に、説明資料になりますので。

○ **海老原委員**

申請様式に記載すべき項目を明示するだけでも作成しやすくなると思います。

○ **山田副会長**

やはり申請様式を書きやすいように改正するべきだと思います。各項目を順番に書けと言われても難しいと思います。

○ **事務局**

基準については、ルール化することで透明性を確保する。また中嶋委員がおっしゃるように、申請書類は基準に連動した形で修正した方が、団体にとっても本制度の意図を理解したうえで、申請書を作成しやすく、審査もしやすいということがあると思いますので、ご意見をふまえて検討させていただきたいと思います。点数の配点につきましては、この審査会の後に、本日のご意見をふまえて、ルール化の手続きを進めていきたいと考えています。点数の基準と配点も含めて、本日ご意見をいただければと思います。

○ **海老原会長**

「発展性」の 3 つある具体的項目を、2 つにまとめて「自立性」と同じ配点にするのはどうでしょうか。「公益性」を「自立性」よりも少なくするということは、ダメだともうのですが、「自立性」や「公益性」より「発展性」の点数が高いというのは少しおかしいと思います。「発展性」の 3 つの具体的項目を一つ減らすとバランスが良くなるのではないのでしょうか。

○ **中嶋委員**

「自立性」と「発展性」を重視するために、他の具合的項目よりも配点を加算していると思いますが、「公益性」を最も重視するなら「公益性」の配点もあげる必要があるのではないのでしょうか。

○ **海老原会長**

「公益性」が一番重要ですが、補助対象としての前提条件でありますので、一番配点を高くするのは難しいところです。

○ **山田副会長**

「公益性」という概念はとても広いものです。個人によってもその概念が違ってくるので、絞っていくのは難しいと思います。

○ **海老原会長**

「計画性」「実行性」「発展性」の3つの得点配分を合わせればいいのではないのでしょうか。

○ **事務局**

43点満点というのは単純に積み上げた結果ですので、とくに意識していただく必要はありません。

○ **海老原会長**

加配点による強調効果は保ちたいですね。

○ **余田委員**

一部の具体的項目の配点を5点にする必要はないのではないのでしょうか。具体的項目に実際に該当しているかで判断して点をつけるので、そこで十分に差がつくと思います。また、具体的項目数を2つにすることによって、バランスが悪くなっているように思います。

○ **中嶋委員**

「発展性」や「自立性」を高めたいのであれば、具体的項目の数を増やせば良いと思います。例えば「計画性」の一部を移動させる方法もあると思います。

○ **海老原会長**

余田委員のおっしゃるとおり5点よりも3点の方が良いと思います。

○ **事務局**

話題がそれると申し訳ありませんが、補足をさせていただきます。この採点基準は、補助事業である前提要件を満たしたうえでの採点基準ということですが、補助金交付要綱の中で補助金の交付対象とする事業には、前提となる要件がございまして、その中に、本市内で実施する事業で主に市民を対象とする事業、その他市民の利益を増進する効果があると認められた事業、という規定でございまして、そもそも、市内で活動が行われていないということになりますと、採点基準の対象となる前に、前提要件を満たしていないことになります。採点基準の対象となる事業は、前提要件を満たしている事業です。

○ **中嶋委員**

審査会として、特にそこを重視するわけではないのであれば、意識する必要はないということですね。

○ **山田副会長**

その前提要件については募集要項に記載されているのですか。

○ **事務局**

記載されています。

○ **中嶋委員**

情報発信の具体的項目が2つありますので、一つを削除して、「自立性」か「発展性」の具体的項目を1つ増やすというのはどうでしょうか。「情報発信性」を除く全ての各具体的項目の配点が3点でいいのであれば、具体的項目が3つずつとなり、全ての項目の合計が9点となってわかりやすいと思います。

- **山田副会長**
自立というイメージをどう捉えるかですね。
- **中嶋委員**
書く側が書きやすい方が良いですね。
- **山田副会長**
13 の具体的項目の表現を変えて「自立性」のところに加えるのが良いと思います。
支援者であったり応援者であったりに関係する表現が必要でしょうか。
- **中嶋委員**
経営に関する内容を確認できるような項目が良いと思います。
- **海老原会長**
具体的な表現については、事務局の方で表現を考えてもらいましょうか。
- **事務局**
募集要項に記載することになるので、今日のご意見をふまえたものを作成して
て、次回の審議会でお示しします。
- **海老原会長**
「情報発信性」以外の具体的項目は3つにして、余田委員がおっしゃったように配
点も全て3点で統一する、というところに関しては審査会で一致しましたので、よろ
しく願います。
- **山田副会長**
事務局の意図である「自立性」「発展性」については、配点を加算するのではな
く、説明会で説明していただくということで。
- **中嶋委員**
「自立性」に加える具体的項目の表現については、愛知県やトヨタ財団等のガバナ
ンスを重視している助成金等で使用されている表現を参考にさせていただく良いと思
います。わかりやすい表現での作成をお願いします。
- **海老原会長**
その他、ご意見等がありますでしょうか。
では、事務局におきましては、本日の審査会からの意見等を制度に反映するよう、
補助金交付要領の改正等の手続きを進めていただきますが、具体的な事務手続きにつ
いての説明をお願いします。
- **事務局**
具体的な事務手続きについてですが、1点目の「補助金交付の適否等を審査するた
めの採点基準の作成」、及び、3点目の寄附金の種別の変更」につきましては、事務
決裁手続きにより、「枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付要領」の改正を
行ってまいります。2点目の、「制度説明会及び事業報告会の実施」及び、「補助額
の上限」については、補助事業を募集する際の募集要項にて、定めるため、来年2月
の募集時期に向けて募集要項の案を事務局にて作成いたしまして、次回、令和2年1
月27日開催予定の第3回審査会の議題として、募集要項案を提出し、委員の皆様にご

審議いただく予定です。具体的な事務手続きについての説明は以上です。

○ **海老原会長**

では、その他事務局より何か報告事項等がありますか。

○ **事務局**

補足をさせていただきます。第3回の審査会は1月27日開催予定ですが、募集要項の配布は、2月の上旬から配布する予定です。来月の審議会の終了から配布までの期間が短く、募集要項の内容修正に要する時間が少ないですので、事務局では可能な限り準備を早めに行いまして、事前にメールで案をお示しするなど、委員のご協力いただくところがあると思いますのでよろしくお願いします。また、募集要項の配布とともに登録団体を対象とした説明会を開催する予定にしておりますので、よろしくお願いします。

○ **海老原会長**

各委員におかれましては、メールを随時確認していただきますようお願いいたします。資料等が実際に送付されてくるのは1月に入ってからでしょうか。

○ **事務局**

申請様式や採点基準等については、今日のご意見をふまえてお示しできると思います。また募集要項については、変更する可能性がある箇所に着色するなどして、何度かに分けて送付させていただくことになると思います。審査会の当日に資料を示すということにならないようにさせていただきます。

○ **山田副会長**

募集要項を公表する際に、申請書類も同時に公表するのですか。

○ **事務局**

申請様式も改定した方が良いというご意見でしたので、ある程度書きやすいものになってるかという視点で、事務局で一度確認させていただいて、事前に案という形で公表する方向で調整できたらと考えています。

○ **海老原会長**

中嶋委員がおっしゃったように、以前の実績等の資料は必要になりますか。

○ **中嶋委員**

審査基準は今の方向性で一致しましたので、柔軟にできる範囲でいただければと思います。

○ **事務局**

過去の寄附や補助交付額等の内訳でしたら今回の審査会用ではないですが、既にありますので、もしよろしければ次回の審査会より前にお送りします。

○ **海老原会長**

では、年内か年明けくらいに送付いただけるということですね。事前に資料等が届きますので、委員の皆様におかれましては、お忙しいと思いますがよろしくお願いします。

○ **事務局**

補助交付団体を審査していただく第4回審査会につきましては、3月末ごろの開催を予定しております。本日以降、日程調整のメールを送付させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○ 海老原会長

それでは、他にご意見等がありますでしょうか。

○ 余田委員

意見といいますかお願いです。今までに関する資料、募集要項等が手元があれば、もう少し具体的に話ができただろうかと思います。印刷が大変であればメールでも結構ですので、これまでの資料を事前に送っておいていただければ良かった、と思います。また、会議の進行については、挙手をして意見か質問かを述べてから発言した方がよいのではないのでしょうか。議論が重複する場面がありましたので。

○ 海老原会長

本日は、何かを決定するという議論ではなかったので、自由にディスカッションというイメージで進行させていただきました。次回はもう少しスムーズに進行したいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。議論が重複したり、話題が飛ぶ場面もありましたが、本日は自由に意見を言っていただきたという意図がありましたので。次回は、今日の議論をふまえての決定ですので、また貴重なご意見をいただければと思います。ではこれをもちまして、令和元年度第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を終了します。本日はありがとうございました。